

東広島市立学校給食センター給食用物資選定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の購入に当たり、東広島市立学校給食センター給食用物資選定審査会（以下「審査会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、給食用物資の評価及び選定を行う。

(組織)

第3条 審査会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学校教育部学事課学校給食担当職員
- (2) 小学校の給食担当教諭
- (3) 中学校の給食担当教諭
- (4) 学校栄養士
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校教育部長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、学校教育部長が招集する。

2 学校教育部長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(選定方法)

第6条 給食物資の選定は、あらかじめ指定された物資の規格に応じ、指定業者から提出された物資の見本と価格に基づき、品質の良否、産地、規格及び価格の高低等によって行う。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、学校教育部東広島学校給食センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 審査会の運営に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。